大東市立小・中学校ホームページの運用に関するガイドライン

平成２５年８月１日
大東市教育委員会

（趣旨）
本ガイドラインは、大東市立小・中学校のホームページの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ホームページ公開の目的）
・市内小中・学校における児童・生徒の学習活動及び教育活動を公開し、保護者及び地域の方々へ広く一般に知らせることで、保護者及び地域の方の理解と協力を得る。
・各学校の特色や教育への取り組み等を紹介し、教育活動について広く理解を得る。

（ホームページの運用管理責任者）
・運用管理責任者は学校長とし、ホームページに掲載された全ての情報について責任を負う。
・運用管理者責任者は職務を補助するため、ホームページ担当教員（情報システム管理者等）を置くことができる。
・ホームページ運用管理責任者は、次の事項を所掌する。
（１）ホームページの管理運用
（２）ホームページの掲載内容の選定
（３）セキュリティ保守
（４）人権尊重及び個人情報の保護
（５）知的所有権保護

（ホームページの主な公開情報）
・ホームページ公開の目的に沿って、次の情報を公開する。
（１）学校紹介 各校の概要と特色を紹介。
（２）学校行事 各校の学校行事を写真と文章で紹介。
（３）学校生活 各学年の取り組みを写真と文章で紹介。児童・生徒の作品等も掲載。
（４）ＰＴＡ　自校ＰＴＡ活動の予定を掲載すると共に、ＰＴＡ活動の様子を紹介。
（５）その他　学校ホームページとしてふさわしいもの。

（ホームページ公開情報の基本的な考え）
・ホームページでの情報公開にあたり、関係者の個人情報の保護及び適切な運用に努めるものとする。
（１）児童・生徒の個人情報の範囲と扱い
児童・生徒とその保護者、および教職員の生命・財産に危険を及ぼしたり、人権を侵害したりする可能性のある情報は公開しない。個人情報を掲載する場合には、本人の同意

（取り扱う内容及び本人の状況によっては保護者の同意）に基づいて公開するものとする。その際、インターネットによる発信の意義とともに発信にかかわる危険について、周知するものとする。

ア 氏名は原則としてフルネームは使わない。ただし、作品等に付す等教育上必要がある場合に限り取り扱うことができるものとする。
イ 児童・生徒の写真については，集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、表彰などにおいて報道等で公開されている場合など、教育上の必要に応じて、個人写真を扱うことができるものとする。
ウ 児童・生徒の意見、考え、主張等については，教育上の効果が認められる場合において扱うことができるものとする。
エ 生活に関する情報、国籍、思想・信条に関する情報及び住所、電話番号、生年月日は、発信しないものとする。学年、趣味、特技等の個人の情報については、教育上の効果が認められる場合においてのみ扱うことができるものとする。

（２）公開した情報の訂正、削除
ホームページ運用管理責任者は、児童・生徒に関する掲載情報に関して、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合は、速やかに要請に対応した措置を講ずるものとする。第三者の著作に関わる情報について、当該著作者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合は、速やかに要請に対応した措置を講ずるものとする。

（３）著作権
ホームページに掲載する作品、登録データなどの原著作物についてのデータはその著作権を明記する。児童・生徒の作品については原著作者である児童・生徒本人に帰属し、その他のものについては本学校に帰属する。また、無断での複製・転用を禁止する。

（４）リンク
本ホームページに対する他からのリンクは、本ホームページ公開の目的を妨げない限り、原則として自由とする。本ホームページから他ページへのリンクは、教育上の効果や本ホームページ公開の目的を十分配慮した上で設定するものとする。不適切な情報が含まれると市教育委員会が判断するページへのリンクは設定しないこととする。また、個人のブログ等へのリンクは設定しないこととする。

（附則）
このガイドラインは、平成２５年８月２６日から施行する。